

平成21年2月25日(水)

枚方市議会 全員協議会 記録

枚方市議会全員協議会記録目次

平成21年2月25日(水)

出席議員.....	1
出席理事者.....	1
事件名.....	1
開議宣告(午後1時2分).....	3
全員協議会の傍聴並びに撮影を許可する旨の出井 宏議長の発言.....	3
竹内 脩市長のあいさつ.....	3
「談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況について」.....	3
長沢秀光総務部長の説明.....	3
本件に係る質問は代表質問等で行う旨の出井 宏議長の発言.....	6
散会宣告(午後1時17分).....	6

枚方市議会全員協議会記録

平成21年2月25日(水曜日)

出席議員(33名)

1番 榎本正勝	13番 岡沢龍一	24番 大隈恭隆
2番 前田富枝	14番 高橋伸介	25番 岡林薫
3番 高野寿陞	15番 池上典子	26番 有山正信
4番 野口光男	16番 伏見隆	27番 大森由紀子
5番 広瀬ひとみ	17番 福留利光	28番 小野裕行
6番 石村淳子	18番 栴田義則	29番 池上公也
7番 伊藤和嘉子	19番 大塚光央	30番 出井宏
8番 中西秀美	20番 野村生代	31番 森裕司
9番 西村健史	21番 三島孝之	32番 河西正義
11番 堀野久兵衛	22番 鷲見信文	33番 西田政充
12番 千葉清司	23番 松浦幸夫	34番 堀井勝

出席理事者

市長	竹内脩	環境保全部長	平井清康
副市長	木下誠	環境事業部長	西尾和三
副市長	奥野章	都市整備部長	脇田隆男
教育長	南部一成	下水道部長	池水秀行
水道事業管理者	榎本志郎	公共施設部長	寺農斉
病院事業管理者	小池正明	会計管理者	永田久美子
理事	高橋克茂	水道局長	橘保
理事	中東輝男	市民病院事務局長	人見泰生
理事兼企画財政部長	井原基次	教育委員会事務局教育次長	
理事兼土木部長	梅崎茂		西村俊雄
市長公室長	岸弘克	教育委員会事務局管理部長	
市民安全部長	奥西正博		木村和子
総務部長	長沢秀光	教育委員会事務局学校教育部長	
財務部長	大西正人		村橋彰
地域振興部長	高井法子	教育委員会事務局社会教育部長	
健康部長	久野邦広		梶原正淑
福祉部長	藤澤秀治		

事件名

1. 談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況について

市議会事務局職員出席者

事務局長

山下 寿士

議事課長

五島 祥文

事務局次長

伊藤 隆

議事課係長

沖 卓磨

(午後1時2分 開議)

出井 宏議長 ただいまから全員協議会を開き、談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況について、理事者の説明を聴取します。

出井 宏議長 協議に先立ち申し上げます。

本協議会の傍聴並びに報道機関による撮影は、議長においてこれを許可します。

なお、本会議場に確保した傍聴席を上回る傍聴希望者が来られた場合は、第4委員会室でモニタースピーカーによる傍聴を許可します。御了承願います。

出井 宏議長 次に、市長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これをお受けします。竹内市長。

竹内 脩市長 午前中の本会議に続き、全員協議会を開催していただきまして、ありがとうございます。

本日の案件は、総務部からの談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況について、1件を予定させていただいております。

詳しい内容につきましては、後ほど総務部長から報告させていただきますが、昨年2月に、第2清掃工場の建設を巡る談合事件を受けまして、談合防止対策の構築を目的に設置した外部有識者で構成する第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策委員会から談合防止対策に係る提言をいただき、その後、庁内の談合防止対策等検討委員会において、それらの提言に対する具体的な改善策を立て、取り組んできたところであります。

昨年9月開催の全員協議会におきましては、その時点での進捗状況として、契約事務関係では、談合情報対応マニュアルの全般的な見直し、賠償金の率の引き上げ、また入札参加資格の停止期間の見直しなどを、また情報公開とコンプライアンス関係では、会議録の公開のルール化の整備などについて報告させていただいたところであります。

本日は、残っております課題についての進捗状況を報告させていただきますが、契約事務の取り組み関係では、入札方式の決定過程について客観的判断に基づいた規程等、外部からも検証できる仕組みの確立などの3課題について、また情報公開とコンプライアンス関係では、内部通報処理のシステムの構築の1課題となっております。

今後とも具体の談合防止対策を着実に実行し、公正で清潔な市政の確立のため、あらゆる努力を払ってまいり所存であります。

簡単でございますが、開会に当たりましての冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

出井 宏議長 これから協議に入ります。

「談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況について」を議題とします。

出井 宏議長 理事者から説明を求めます。長沢総務部長。

長沢秀光総務部長 それでは、談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況について、報告させていただきます。

まず、表紙をおめくりください。

談合防止対策の構築に向けた取り組み項目一覧でございます。

表の見方でございますが、左から、外部委員会からの提言内容、その次がその提言を受けて構築いたしました改善策の内容、その次が担当部署、そして最後に進捗状況となっております。

ます。進捗状況の欄におきまして、今議会報告分と書かせていただいております項目が、本日報告させていただくものとなっております。

なお、進捗状況の欄に完了と記載させていただいておりますものは、既に当面の改善策について一定実施に至ったという趣旨であり、今後も取り組みを継続していくものでございます。

それでは、表中段の3．契約事務の取り組み関係の中で、(1) 入札方式の決定過程について客観的判断に基づいた規程等、外部からも検証できる仕組みの確立、そして(2) 入札方式の研究・検討、(2) 入札参加資格の設定を同規模事業や他市事例との比較検証する仕組みの確立についてを、そして表下段の4．情報公開とコンプライアンス関係の中で、(2) 内部通報処理のシステムの構築についてを順次報告させていただきます。

ページをおめくりいただき、1ページをごらんください。

まず、上段をごらんください。

3．契約事務の取り組みについての3課題に対する改善策のうち、まず、入札方式の決定過程について、客観的判断に基づいた規程等、外部からも検証できる仕組みの確立(マニュアルの作成等)についてでございますが、その右側の進捗状況欄をごらんください。まず、対象工事、発注標準の位置付け及び入札不調時の取り扱いを明確にするため、枚方市制限付き一般競争入札実施要綱を改正してまいります。

恐れ入りますが、3ページの資料1をごらんください。

これが枚方市制限付き一般競争入札実施要綱の改正案となっております。

制限付き一般競争入札の対象となる工事、入札参加資格の決定の仕方につきましては、3ページから4ページにかけて第3条と第4条において規定させていただいております。制限付き一般競争入札の対象となる工事等につきましては、第3条第1項第1号から第4号までにおいて、標準型、公募型、工事希望型、業務希望型に区分し、対象工事ごとの発注標準につきましては、第4条第1項第1号におきまして別表に定めることと規定し、6ページでございます別表として対象工事等発注標準等に関する表を付け加えることといたしております。6ページのこの表では、対象工事ごとの規模などに着目して、入札参加資格の発注標準を定めております。

標準型で説明させていただきますと、標準型とは、特殊な工法または技術等を必要とする建設工事で、予定価格が土木一式工事では2億円以上、建築一式工事では4億円以上、その他の建築工事では1億5,000万円以上のものがこれに当たりますが、これを土木、建築、その他とそれぞれ区分して、右欄におきまして発注標準を規定させていただいております。

今回のような大型工事で発注標準が定めがたい案件につきましては、その他における発注標準として、その決定方法を過去の同規模事業や他市事例等を比較検証し、請負業者資格審査等委員会において決定することと明記させていただきました。

次に、入札不調時の取り扱いにつきましては、5ページをごらんください。

第9条におきまして、入札不調時の再発注における入札参加資格などの決定の方法、プロセスを新たに規定しておりますが、これは第3条及び第4条に規定する手続、すなわち請負業者資格審査等委員会の審議を経ることを明確にするためのものでございます。

恐れ入りますが、1ページ上段右側の進捗状況欄、その中ほどにお戻りください。

請負業者資格審査等委員会の審査機能を充実するため、新たな担当事務として、発注や入札方式についての審査、入札不調時における発注内容の審査を追加いたします。また、入札の透明性、競争性を高めるため、従来の指名競争入札の範囲でありました130万円以上250万円未満の建設工事の一部につきまして電子入札システムの適用を図ってまいります。

以上の内容につきましては、平成21年4月1日からの施行を予定しております。

1ページ下段をごらんください。

改善策といたしまして、入札方式の研究を挙げておりますが、これにつきましては、総合評価方式についての研究、検討を行ってまいりました。その結果といたしまして、進捗状況欄にありますとおり国土交通省のガイドライン・モデルに基づく簡易型を基準として総合評価方式による入札を試行実施することとし、新たに枚方市建設工事総合評価一般競争入札（簡易型）試行実施要綱を制定してまいります。この要綱の内容につきましては、7ページから9ページに資料2として付けさせていただいており、これも平成21年4月1日からの施行を予定しておりますところでございます。

恐れ入りますが、2ページ上段をごらんください。

改善策として、入札参加資格の設定について、同規模事業や他市事例との比較により検証する仕組みの確立を挙げておりますが、これにつきましては、先ほど1ページの上段で入札方式の決定過程に関し述べさせていただいた内容に集約しているところでございます。

続きまして、2ページの下段をごらんください。

4．情報公開とコンプライアンスに関する残課題でございますが、改善策として、内部通報システムの制度化を挙げております。

これにつきましては、公益通報者保護法に基づく内部通報制度を訓令レベルで定め、平成21年4月1日から施行することといたしております。

詳しくは、11ページの資料3をごらんください。

まず、1．制度化の目的につきましては、本市における内部通報制度を整備することにより、それら内部通報に係る事実を速やかに認識し、及び当該事実に対して適切な対応を行い、その発生による危機の回避及び極小化を図り、もって倫理の保持及び法令の順守を推進することといたしております。

2．内部通報の範囲としましては、まず、公益通報者保護法第2条第1項に規定する公益通報を対象といたします。これには、職場において、窃盗や横領等の刑法違反行為、建築基準法違反行為、水質汚濁防止法違反行為など、刑罰をもって対応される事案を発見した場合の通報が当たるところでございます。

さらに、公益通報者保護法の通報対象外の部分といたしまして、本市独自に、本市の条例のうち罰則の定めがある行為に違反していることを発見した場合の通報、そして利害関係者との癒着、理由のない申請の放置などといった組織的、また、個人による不正・違法・反倫理的行為が存する場合を発見した場合の通報を内部通報の対象といたしております。

このような事象を発見した職員に対して内部通報を促すことにより、市として、事実を速やかに認識することができ、また、適切な対応を行うことができるため、不正行為や違法行為などの是正につなげていくことが可能になると考えております。

次に、3．通報先といたしましては、市内部に設けるものとして総務部に、市外部に設け

るものとして、今回の内部通報制度の創設に伴って設けます外部コンプライアンス委員のうち、弁護士である委員、その委員が所属いたします事務所に置くこととしております。

次に、４．通報方法等といたしましては、通報方法として、面談、書信、ファクス、電話、メールを、匿名による通報につきましては、通報の内容から判断して具体性及び真実性が高いものを調査の対象とするものでございます。

次に、５．内部通報審査会の設置のうち担当事務といたしましては、内部通報に係る調査結果に対する審査の実施、内部通報者からの不利益な取り扱いの通報に関する調査、市長、任命権者への審査結果の報告としております。委員会の構成といたしましては、弁護士及び学識経験者から選任する外部コンプライアンス委員３人以内を予定しております。これら内部通報処理の流れといたしましては、裏面の１２ページに内部通報制度のイメージ図を付けさせていただいておりますので、御参照ください。

以上、簡単ではございますが、談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況についての報告とさせていただきます。

今後も、それぞれの改善策につきまして着実に実行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

出井 宏議長 本件に対する御質問、御意見は、代表質問等でお願ひします。

出井 宏議長 以上で、本協議会の協議事件はすべて終了しました。

よって、全員協議会はこれをもって散会します。

(午後１時１７分 散会)